

○総務省令第三十六号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

総務大臣 鳩山 邦夫

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第十条の二の五」を「第十条の二の六」に、「第十条の二の八」を「第十条の二の九」に改める。

第一条の四の二の見出し中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条中「振替社債等」を「振替債」に、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第二条の三第二項第二号中「給与所得」の下に「及び公的年金等に係る所得」を加え、同項に次の一号を加える。

七 法第四十五条の二第一項第六号及び第三百十七条の二第一項第六号に掲げる寄附金税額控除額の控除に関する事項

第三条第一項の表(六)の項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十三項」に改め、同表(九)の項中「第五十三条第四十六項及び第四十七項」を「第五十三条第五十項及び第五十一項」に改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 令第九条の八の六第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
- 二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約

の締結

2 法第五十三条第四十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地
 - 二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所
 - 三 法第五十三条第四十二項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細
 - 四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地
 - 五 その他参考となるべき事項
- 第三条の三の見出し中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第四十八項」に改め、同条中「第五十三條第三十二項」を「第五十三條第三十一項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十五項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十六項」に改める。
- 第三条の三の二（見出しを含む。）中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第五十項」に改める。
- 第三条の三の三（見出しを含む。）中「第五十三條第四十七項」を「第五十三條第五十一項」に改める。

第三条の六第一項中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第三十一項」に、「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十五項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十六項」に改める。

第四条の三の次に次の一条を加える。

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第四条の三の二 令第二十四条の二の五第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

2 法第七十二条の二十四の十第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地

二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所

三 法第七十二条の二十四の十第四項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地

五 その他参考となるべき事項

第六条の五中「第十条の二の五」を「第十条の二の六」に改める。

第七条の三の三第一項中「子育て短期支援事業」の下に「、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業」を加える。

第七条の四の三の見出し及び同条第一項中「第三十七条の二の四第二号」を「第三十七条の二の五第二号」に改め、同条第二項中「第三十七条の二の四第三号」を「第三十七条の二の五第三号」に改め、同条を第七条の四の四とし、第七条の四の二の次に次の一条を加える。

（政令第三十七条の二の三の施設）

第七条の四の三 政令第三十七条の二の三に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

第八条の十三の次に次の四十七条を加える。

（法第百十八条第二項の自動車の通常の取引価額）

第八条の十四 法第百十八条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額は、同項各号に掲げる自動車の取得に係る自動車を自動車の小売販売業者が通常の取引形態により、購入者に対し自由販売のため提供するものとした場合における当該自動車の販売価額に相当する金額とする。

(自動車取得税に係る申告書等の様式)

第八条の十五 法第百二十二条第一項の規定によつて提出すべき申告書又は同条第二項の規定によつて提出すべき報告書の様式は、第十六号の九様式によるものとする。

(法第百二十二条第一項第三号の自動車の取得)

第八条の十六 法第百二十二条第一項第三号に規定する総務省令で定める自動車の取得は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得とする。

(法第百二十二条第一項第三号の総務省令で定める日)

第八条の十七 法第百二十二条第一項第三号に規定する総務省令で定める日は、道路運送車両法施行規則第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき事由があつた日から十五日を

経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）とする。

（自動車取得税の修正申告書の記載事項）

第八条の十八 法第二百二十三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納税義務者の氏名又は名称及び住所
- 二 自動車を譲渡した者の氏名又は名称及び住所
- 三 自動車の取得がされた年月日
- 四 自動車の取得の原因
- 五 自動車の種類、用途、車名及び型式
- 六 自動車の定置場
- 七 すでに納付の確定した自動車取得税額
- 八 自動車取得税の課税標準額及び税額
- 九 前号の自動車取得税額に相当する金額から第七号の自動車取得税額に相当する金額を控除した金額
- 十 前各号に掲げるもののほか道府県の条例で定める事項

(自動車の性能が良好でないことに類する理由)

第八条の十九 法第二百二十六条第一項に規定する総務省令で定める理由は、自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることとする。

(法第四百四十三条第一項の総務省令で定める市町村道)

第八条の二十 法第四百四十三条第一項に規定する総務省令で定める市町村道は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である市町村道(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の規定によつて料金を徴収する市町村道とする。

(法第四百四十三条第二項の総務省令で定める道路)

第八条の二十一 法第四百四十三条第二項に規定する総務省令で定める道路は、渡船施設、路面幅員が二・五メートル未満である道路(橋梁を除く。)及び道路整備特別措置法の規定によつて料金を徴収する道路とする。

(道路の延長及び面積の算定)

第八条の二十二 法第四百四十三条第三項本文に規定する道路の延長及び面積は、道路の延長にあつては道

路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の開発道路にあつては、その延長に〇・五を乗じた延長）とし、道路の面積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面幅員を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定をした数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は法第四百四十三条第二項の指定市（第八条の二十四第二項及び第八条の二十七第四項において「指定市」という。）の指定等により道路を管理する都道府県又は市町村に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うことができる。

（市町村道の延長及び面積の補正）

第八条の二十三 前条の規定によつて算定した市町村道の延長及び面積は、次項から第六項まで及び第八条の二十五に規定する方法によつて、補正するものとする。

2 市町村道の延長は、次表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員四・五メートル以上の市町村道（橋りようを除く。以下この表において同じ。）	〇・九
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	一・〇
木橋	四二・〇
橋りよう（木橋を除く。）	一・〇

3 前項の規定によつて補正された市町村道の延長は、更に、当該市町村（特別区を含む。以下この項、第六項及び第八条の二十七において同じ。）に係る市町村道の延長（前条の規定によつて算定した市町村道の延長をいう。）を千メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の

上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分		率
五〇人以下のもの	一・〇	
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・三	
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	一・五	
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・七	
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	二・〇	
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・二	
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・四	
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・七	
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・九	
四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	三・一	
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・三	

五五〇人を超え六〇〇人以下のもの
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの
七〇〇人を超え七五〇人以下のもの
七五〇人を超え八〇〇人以下のもの
八〇〇人を超え八五〇人以下のもの
八五〇人を超え九〇〇人以下のもの
九〇〇人を超え九五〇人以下のもの
九五〇人を超え一、〇〇〇人以下のもの
一、〇〇〇人を超え一、〇五〇人以下のもの
一、〇五〇人を超え一、一〇〇人以下のもの
一、一〇〇人を超え一、一五〇人以下のもの
一、一五〇人を超え一、二〇〇人以下のもの

三・六
三・八
四・〇
四・三
四・五
四・七
五・〇
五・二
五・四
五・六
五・九
六・一
六・三

- 一、二〇〇人を超え一、二五〇人以下のもの
- 一、二五〇人を超え一、三〇〇人以下のもの
- 一、三〇〇人を超えるもの

六・六
六・八
七・〇

4 第二項の表中木橋とは、前年の四月一日現在において道路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいう。

5 市町村道の面積は、次表の上欄に掲げる市町村道の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村道の種別	率
路面幅員六・五メートル以上の市町村道（橋りようを除く。以下この表において同じ。）	一・一
路面幅員六・五メートル未満四・五メートル以上の市町村道	一・〇
路面幅員四・五メートル未満の市町村道	〇・七
橋りよう	一〇・八

6 前項の規定によつて補正された市町村道の面積は、更に、当該市町村に係る市町村道の面積（前条の規定によつて算定した市町村道の面積をいう。）を千平方メートルで除して得た数値で当該市町村の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分	率
一〇人以下のもの	一・〇
一〇人を超え二〇人以下のもの	一・二
二〇人を超え三〇人以下のもの	一・四
三〇人を超え四〇人以下のもの	一・六
四〇人を超え五〇人以下のもの	一・八
五〇人を超え六〇人以下のもの	二・〇
六〇人を超え七〇人以下のもの	二・一
七〇人を超え八〇人以下のもの	二・三

八〇人を超え九〇人以下のもの	二・五
九〇人を超え一〇〇人以下のもの	二・七
一〇〇人を超え一一〇人以下のもの	二・九
一一〇人を超え一二〇人以下のもの	三・一
一二〇人を超え一三〇人以下のもの	三・二
一三〇人を超え一四〇人以下のもの	三・四
一四〇人を超え一五〇人以下のもの	三・六
一五〇人を超え一六〇人以下のもの	三・八
一六〇人を超え一七〇人以下のもの	四・〇
一七〇人を超え一八〇人以下のもの	四・一
一八〇人を超え一九〇人以下のもの	四・三
一九〇人を超え二〇〇人以下のもの	四・五
二〇〇人を超えるもの	四・七

(一般国道等の延長及び面積の補正)

第八条の二十四 第八条の二十二の規定によつて算定した一般国道等(法第四百四十三条第二項に規定する一般国道等をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。)の延長及び面積は、次項から第五項まで及び次条に規定する方法によつて補正するものとする。

2 一般国道等の延長は、法第四百四十三条第二項の指定道府県(以下この条及び第八条の二十七第四項において「指定道府県」という。)に係る一般国道等の延長(第八条の二十二の規定によつて算定した一般国道等の延長をいう。以下この項において同じ。)を千メートルで除して得た数値又は指定市に係る一般国道等の延長を千メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口(当該指定市の人口を除く。以下第四項において同じ。)又は当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
一、〇〇〇人以下のもの	一・〇
一、〇〇〇人を超え二、〇〇〇人以下のもの	一・五

二、○○○人を超え三、○○○人以下のもの
 三、○○○人を超え四、○○○人以下のもの
 四、○○○人を超え五、○○○人以下のもの
 五、○○○人を超え六、○○○人以下のもの
 六、○○○人を超え七、○○○人以下のもの
 七、○○○人を超え八、○○○人以下のもの
 八、○○○人を超え九、○○○人以下のもの
 九、○○○人を超え一〇、○○○人以下のもの
 一〇、○○○人を超え一一、○○○人以下のもの
 一一、○○○人を超え一二、○○○人以下のもの
 一二、○○○人を超え一三、○○○人以下のもの
 一三、○○○人を超え一四、○○○人以下のもの
 一四、○○○人を超えるもの

一・九
 二・三
 二・七
 三・一
 三・六
 四・〇
 四・四
 四・八
 五・二
 五・七
 六・一
 六・五
 六・九

3 一般国道等の面積は、次表の上欄に掲げる一般国道等の種別に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

一般国道等の種別		一般国道等の種別		指定区間内の一般国道		指定区間外の一般国道		率
		舗装道	砂利道	舗装道	砂利道	舗装道	砂利道	
一般国道（橋りようを除く。）								
高速自動車国道（橋りようを除く。）								
都道府県道（橋りようを除く。）		舗装道	砂利道	舗装道	砂利道	舗装道	砂利道	
橋りよう								
		○・五	一・〇	○・六	○・六	一・〇	○・七	四・三

4 前項の規定によつて補正された一般国道等の面積は、更に、当該指定道府県に係る一般国道等の面積（第八条の二十二の規定によつて算定した一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。）を千

平方メートルで除して得た数値又は当該指定市に係る一般国道等の面積を千平方メートルで除して得た数値で当該指定道府県の人口又は当該指定市の人口を除して得た数による次表の上欄に掲げる指定道府県又は指定市の区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の区分	率
五〇人以下のもの	一・〇
五〇人を超え一〇〇人以下のもの	一・二
一〇〇人を超え一五〇人以下のもの	一・四
一五〇人を超え二〇〇人以下のもの	一・六
二〇〇人を超え二五〇人以下のもの	一・八
二五〇人を超え三〇〇人以下のもの	二・〇
三〇〇人を超え三五〇人以下のもの	二・三
三五〇人を超え四〇〇人以下のもの	二・五
四〇〇人を超え四五〇人以下のもの	二・七

四五〇人を超え五〇〇人以下のもの	二・九
五〇〇人を超え五五〇人以下のもの	三・一
五五〇人を超え六〇〇人以下のもの	三・三
六〇〇人を超え六五〇人以下のもの	三・五
六五〇人を超え七〇〇人以下のもの	三・七
七〇〇人を超えるもの	三・九

5 第三項の表中の指定区間とは道路法第十三条第一項に規定する政令で指定する区間をいう。

(人口の定義等)

第八条の二十五 第八条の二十三第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項の人口とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下この条において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢

調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第八条の二十三第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3 市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は市町村の境界が確定した場合においては、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定後の関係市町村について地方自治法施行令第一百七十七条第一項の規定に基づき都道府県知事が告示した人口を基礎として同項の規定に準じて当該市町村に係る昼間人口及び常住人口に相当する人口として算定した人口をそれぞれ前項の昼間人口及び常住人口とみなして同項の規定を適用する。

4 前二条の規定により市町村道又は一般国道等の延長又は面積を補正する場合において、第八条の二十三第二項、第五項及び前条第三項の道路の種別ごとの延長若しくは面積の数、これらの項に定める率を乗じた後の数又は第八条の二十三第三項、第六項、前条第二項若しくは第四項に定める率を乗じた後の数に一メートル又は一平方メートル未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。

（自動車取得税額の交付額の算定に用いる資料の提出義務）

第八条の二十六 市町村長（特別区の区長を含む。）は、道府県知事の定めるところにより、自動車取得税額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を当該道府県知事に提出しなければならない。

（交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第八条の二十七 道府県は、法第四百四十三条第一項の規定によつて市町村に対し自動車取得税額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤に係る額を発見した日以後最初に到来する交付時期（当該錯誤に係る額がこの項後段に規定するものである場合には、当該錯誤に係る額を発見した日の属する年度における最後の交付時期）において当該交付すべき額に加算し、又はこれを減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る市町村道の延長又は面積（第八条の二十三の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた

年度において当該市町村に交付した自動車取得税額に乗じて得た額とする。

別添算式 挿入

2 前項の場合においては、同項の交付時期において各市町村に交付する額は、政令第四十二条の九第二項の規定によつて当該交付時期に交付すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該交付時期に交付する政令第四十二条の九第二項の交付額として算定した各市町村に交付すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該交付すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

4 第一項前段の規定は、指定道府県が法第四百四十三条第二項の規定によつて指定市に対し自動車取得税額を交付する場合について準用する。

（軽油引取税に係る納入申告書等の様式）

第八条の二十八 軽油引取税について、次の表の上欄に掲げる納入申告書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

納入申告書等の種類	様式
(一) 法第百四十四条の十四第二項の納入申告書	第十六号の十様式
(二) 法第百四十四条の十六第一項の証票	第十六号の十一様式
(三) 法第百四十四条の十八第二項の申告書	第十六号の十二様式
(四) 法第百四十四条の二十一第六項の免税証	第十六号の十三様式
(五) 法第百四十四条の三十第一項の申請に用いる申請書	第十六号の十四様式
(六) 政令第四十三条の四第二項の免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書	第十六号の十五様式
(七) 政令第四十三条の十五第二項の免税軽油使用者証の交付申請書	第十六号の十六様式
	第十六号の十七様式

(八)	政令第四十三条の十五第二項の書面	第十六号の十八様式
(九)	政令第四十三条の十五第三項の免税軽油使用者証	第十六号の十九様式
(十)	政令第四十三条の十五第十二項の免税証の交付申請書	第十六号の二十様式
(十一)	政令第四十三条の十五第十二項の免税証の交付申請書	第十六号の二十一様式
(十二)	政令第四十三条の十五第十二項の明細書	第十六号の二十二様式
(十三)	政令第四十三条の十五第十四項の免税証の交付申請の届出書	第十六号の二十三様式
(十四)	政令第四十三条の十五第十七項の通知書	第十六号の二十四様式

(法第四百四十四条の七第一項第一号の基準)

第八条の二十九 法第四百四十四条の七第一項第一号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二十三条第一項の規定による届出を適正に行つた者であること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ 最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル以上であること。

ロ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第一項の規定による届出の日から起算して三年を経過しない者である場合にあつては、申請の日の属する年の前年における軽油の年間の製造量が二十万キロリットル以上であること。

2 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の製造量と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の製造量の最近の三年における合計が六十万キロリットル」とする。

3 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等（分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。次項並びに次条及び第八条の三十一において同じ。）をした場合における当該分割等に係る

分割法人等（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロ

リットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

（法第四百四十四条の七第一項第二号の基準）

第八条の三十 法第四百四十四条の七第一項第二号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条の規定による登録を受けた者であること。
- 二 最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル以上であること。

2 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平

均が五万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の輸入量と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の輸入量の最近の三年における合計が十五万キロリットル」とする。

3 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割法人等に係る第一項第二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の輸入量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の輸入量の最近三年における合計が十五万キロリットル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第二号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等に係る第一項第

二号の規定の適用については、同号中「最近の三年における軽油の年間の輸入量の平均が五万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の輸入量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の輸入量の最近三年における合計が十五万キロリットル」とする。

（法第四百四十四条の七第一項第三号の基準）

第八条の三十一 法第四百四十四条の七第一項第三号に規定する総務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のすべてに該当すること。

イ 最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八条の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル以上であること。

ロ その者との間に、その者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを内容とする販売契約を締結している石油製品の販売業者で、他にこれと同様の販売契約を締結していないもの（ハ及び次条第一項第三号において「系列販売業者」という。）の数が百五十以上であること。

ハ 系列販売業者の主たる事務所又は事業所が三十以上の道府県に所在すること。

ニ 主として元売業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。

二 その行う事業によつてその組合員又は会員のために奉仕することを目的とする全国を地区とする組合である場合にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 主として免税軽油を取り扱う石油製品の販売業者と継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結し、専ら当該販売業者に対し軽油を販売するものであること。

ロ その組合員又は会員（当該組合員又は会員の組合員又は会員等を含む。次条第一項第三号において同じ。）中の法第百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油使用者（以下第八条の五十三までにおいて「免税軽油使用者」という。）の数が三十万以上であること。

2 法第百四十四条の七第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている

法人が最近の三年において合併した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人に係る前項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八条の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「合併により消滅した法人及び合併後存続する法人の当該合併前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。この号及び次条第一項第三号において同じ。）と当該合併により設立した法人又は当該合併後存続する法人の当該合併後の軽油の販売量の最近の三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル」とする。

3 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割法人等に係る第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八条の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等の分割等前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八条の三十六までにおいて同じ。）の平均が三

るものに限る。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の販売量の最近三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第三号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等に係る第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。第八条の三十六までにおいて同じ。）の平均が三十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等の分割等前の軽油の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の販売量の最近三年における合計（他の元売業者以外の者に対する販売量の合計に限る。）が九十万キロリットル」とする。

(元売業者の指定の申請の手續等)

第八条の三十二 法第四百四十四条の七第一項の規定により元売業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十五様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

一 法第四百四十四条の七第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類

イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第一項の規定による届出を適正に行つた者であることとを証する書面

ロ 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる書類

(1) 第八条の二十九第一項第二号イの基準に該当する者	申請の日の属する年の前三年の軽油の製造量並びに申請の日の属する年の軽油の製造量並びに製造計画量及びその算出の基礎を記載した書面
(2) 第八条の二十九第一項第二	申請の日の属する年の前年の軽油の製造量並びに申請の日の属

<p>号口の基準に該当する者</p>	<p>する年の軽油の製造量並びに製造計画量及びその算出の基礎を記載した書面</p>
<p>二 法第四百四十四条の七第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条の規定による登録を受けた者であることを証する書面</p> <p>ロ 申請の日の属する年の前三年の軽油の輸入量並びに申請の日の属する年の軽油の輸入量並びに輸入計画量及びその算出の基礎を記載した書面</p> <p>三 法第四百四十四条の七第一項第三号に掲げる者にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる書類</p>	<p>① 申請の日の属する年の前三年の軽油の販売量及び他の元売業者に対する軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。次条及び第八条の三十四において同じ。）及びその算出基礎を記した書面</p>
<p>一 前条第一項第一号の基準に該当する者</p>	

	<p>② 系列販売業者の氏名又は名称、住所又は所在地及び事業の概要を記載した書面</p> <p>③ 系列販売業者であることを証する書面</p>
<p>二 前条第一項第二号イの基準に該当する者</p>	<p>① 継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結している販売業者の氏名又は名称、住所又は所在地並びに申請の日の属する年の前年の軽油及び免税軽油の販売数量を記載した書面</p> <p>② 申請の日の属する年の前年の販売先ごとの販売数量を記載した書面</p> <p>③ 前条第一項第二号イに規定する販売契約に係る契約書の写し</p>
<p>三 前条第一項第二号ロの基準に該当する者</p>	<p>組合員又は会員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその組合員又は会員中の免税軽油使用者の数を記載した書面</p>

四 政令第四十三条の七第二号イからホまでのいずれにも該当しないことを誓約する第十六号の二十六

様式により作成した書面

五 誠実に事業を行うことを誓約する第十六号の二十七様式により作成した書面

六 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ 役員の名簿及び履歴書

七 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ 財産目録

ハ 履歴書

八 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

2 道府県知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該申請書について調査し、遅滞なく、その申請書を総務大臣に送付しなければならない。

3 総務大臣は、法第四百四十四条の七第一項の規定による元売業者の指定をした場合においては、その旨

を官報によつて公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき又は同条第二項の規定により元売業者の指定を取り消したときも、同様とする。

(仮特約業者の指定の申請の手続)

第八条の三十三 法第四百四十四条の八第一項の規定により仮特約業者の指定を申請しようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、第十六号の二十八様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 元売業者との間に締結された販売契約書の写し

二 政令第四十三条の九各号のいずれにも該当しないことを誓約する第十六号の二十六様式により作成した書面

三 誠実に事業を行うことを誓約する第十六号の二十七様式により作成した書面

四 申請の日の属する年の前年の軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量及びその算出の基礎を記載した書面

五 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ 役員の名簿及び履歴書

六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ 財産目録

ハ 履歴書

七 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

(特約業者の指定の申請の手続)

第八条の三十四 法第四百四十四条の九第一項の規定により特約業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十九様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 元売業者との間に締結された販売契約書の写し

二 政令第四十三條の九各号のいずれにも該当しないことを誓約する第十六号の二十六様式により作成した書面

三 誠実に事業を行うことを誓約する第十六号の二十七様式により作成した書面

四 申請の日の属する年の前三年の軽油の販売量、元売業者に対する軽油の販売量及び特約業者に対する軽油の販売量並びに申請の日の属する年の軽油の販売量並びに販売計画量及びその算出の基礎を記載した書面

五 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ 役員の名簿及び履歴書

六 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本

ロ 財産目録

ハ 履歴書

七 事務所又は事業所の名称及び所在地を記載した書類

(政令第四十三条の十一第四号の保証)

第八条の三十五 政令第四十三条の十一第四号に規定する保証を行おうとする元売業者は、当該仮特約業者の引渡しに係る軽油の納入地（法第四百四十四条の二第一項に規定する納入地をいう。以下第八条の五十三までにおいて同じ。）の道府県知事に対し、当該道府県知事が指定する金額及び期間について保証を行うことを証する文書を提出しなければならない。

(政令第四十三条の十一第五号の総務省令で定める基準)

第八条の三十六 政令第四十三条の十一第五号に規定する総務省令で定める基準は、次の各号（同条第四号に該当する場合にあつては、第一号から第三号までの各号）に掲げるとおりとする。

- 一 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十四条第一項の規定により石油販売業の届出を義務付けられている者にあつては、当該届出を適正に行っていること。
- 二 専ら元売業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。

三 専ら特約業者以外の者に対し軽油を販売するものであること。

四 最近の三年における軽油の年間の販売量の平均が七十キロリットル以上であること。

(軽油引取税を課さないこととされる軽油の数量を証する書類の提出)

第八条の三十七 法第四百四十四条の十四第四項の規定によつて、道府県知事の承認を受けようとする登録特別徴収義務者は、当該登録特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとに次の各号に掲げる軽油の数量の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第二項の納入申告書に添付して、これを当該道府県知事に提出しなければならない。

一 法第四百四十四条の五第一号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたものであることを証するに足りる書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

イ 輸出した者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 輸出の年月日

ハ 輸出した軽油の数量

二 輸出先

二 法第四百四十四条の五第二号の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量 次に掲げる事項が記載された書類

イ 当該軽油の数量

ロ 先に軽油引取税を課された状況

ハ 軽油引取税を課された後の当該軽油の流通の状況

三 法第四百四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量

当該道府県知事の交付した免税証（法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証をいう。以下第八条の三十九までにおいて同じ。）

（政令第四十三条の十五第一項の総務省令で定める事項等）

第八条の三十八 政令第四十三条の十五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 業種

三 免税軽油の用途に係る機械又は設備ごとの免税軽油の年間所要見込数量及びその合計数量

四 法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

2 政令第四十三条の十五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 業種

三 免税軽油使用者証の交付年月日及び番号

四 当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に係る免税軽油の数量及び当該数量の計算の基礎となつた期間

五 法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、当該代表者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は

名称

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出)

第八条の三十九 法第四百四十四条の二十七第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称

二 業種

三 免税軽油使用者証の番号

四 法第四百四十四条の二十七第一項の規定による報告の対象となる期間(以下この項において「報告対象期間」という。)の初日及び末日の年月日

五 当該報告対象期間内に行った当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行った免税軽油をいう。以下この条において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)

六 当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称

- 七 当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項
 - 八 当該報告対象期間内に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）
 - 九 当該報告対象期間の初日の前日及び末日における免税軽油の保有数量
 - 十 当該報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数
- 2 法第四百四十四条の二十七第一項の規定により報告書を提出しようとする免税軽油使用者証の交付を受けた者は、第十六号の三十様式による報告書に次に掲げる書類を添付して、これを当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提出しなければならない。
- 一 報告対象免税軽油の引取りを行つた日及びその数量並びに当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類
 - 二 前号に掲げるもののほか、道府県知事が当該報告書に記載された事項についての事実を証する書類として特に必要と認める書類

（軽油引取税の求償権の特例）

第八条の四十 軽油引取税が課される軽油の引取りを行つた者が、軽油引取税の特別徴収義務者から当該特別徴収義務者以外の者を経由して当該引取りを行つた場合における法第四百四十四条の三十一第二項の規定の適用については、同項中「当該特別徴収義務者に」とあるのは、「当該軽油の引渡しを行つた者で当該特別徴収義務者以外のもの又は当該特別徴収義務者に」とする。

2 前項の規定は、当該特別徴収義務者以外の者が、その返還した軽油に対応する代金及び軽油引取税額に相当する額を支払つた場合におけるその者の当該特別徴収義務者に対する求償権の行使を妨げない。

(法第四百四十四条の三十二第一項の総務省令で定める事項)

第八条の四十一 法第四百四十四条の三十二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合 次に掲げる事項
- イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地(事業の委託をしている場合にあつては、承認を受けようとする者及びその委託を受けている者の氏名又は名称及び住所又は所在地)

ロ 製造を行う年月日

- ハ 製造を行う場所
- ニ 製造に使用する炭化水素油その他の原材料の性状及び数量
- ホ 炭化水素油の製造方法
- ヘ 製造に使用する炭化水素油その他の原材料の仕入先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに仕入先ごとの仕入数量
- ト 製造する炭化水素油の性状及び数量
- チ 製造する炭化水素油の用途
- リ 製造する炭化水素油の貯蔵場所
- ヌ 製造する炭化水素油の譲渡先及び譲渡又は消費の予定年月日
- 二 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の燃料炭化水素油の譲渡を行う場合 次に掲げる事項
 - イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - ロ 譲渡を行う年月日
 - ハ 譲渡を行う場所

ニ 譲渡しようとする燃料炭化水素油の性状及び数量

ホ 譲渡しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

ヘ 譲渡に係る自動車の自動車登録番号

三 法第四百四十四条の三十二第一項第四号の燃料炭化水素油の消費を行う場合 次に掲げる事項

イ 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 消費を行う年月日

ハ 消費しようとする燃料炭化水素油の性状及び数量

ニ 消費に係る自動車の自動車登録番号

ホ 消費に係る自動車の主たる定置場

(製造等の承認に係る手続)

第八条の四十二 元売業者（法第四百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者

としての指定を受けたものを除く。次項において同じ。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者

等及び自動車の保有者は、法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号に該当する場合には、それ

それ当該各号に掲げる行為をしようとする日前十日までに第十六号の三十一様式による承認申請書に過去における炭化水素油の製造の状況、軽油引取税に係る納入金の納入又は軽油引取税の納付の状況及び炭化水素油の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備の詳細を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

2 元売業者が法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の炭化水素油の製造を行う場合における同項の承認の申請については、前項に規定する道府県知事が軽油引取税の取締り又は保全上支障がないと認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、当該元売業者が、三月ごとに、申請の日から三月間の炭化水素油の製造についての計画を記載した承認申請書に過去三月間における炭化水素油の製造の状況及び製造された炭化水素油の用途を記載した書面を添付して、これを前項に規定する道府県知事に提出する方法で行うことができる。

3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、法第四百四十四条の三十二第一項第三号に該当する場合には、その行為をしようとする日前十日までに第十六号の三十二様式による承認申請書に、当該燃料炭化水素油が混和して製造されたものであるときは、当該製造に係る製

造等承認証を、その者が過去において同号の承認を受けた者であるときは、前回承認を受けた際の当該譲渡に係る自動車用炭化水素油譲渡証の交付の状況及び軽油引取税の納付の状況を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

4 自動車の保有者は、法第四百四十四条の三十二第一項第四号に該当する場合には、その行為をしようとする日前十日までに第十六号の三十三様式による承認申請書に過去における燃料炭化水素油の消費の状況及び軽油引取税の納付の状況を記載した書面を添付して、これを同項に規定する道府県知事に提出しなければならない。

5 次の表の上欄に掲げる製造等承認証の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

製造等承認証の種類	様式
一 法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の承認に係る製造等承認証	第十六号の三十一様式
二 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認に係る製造等承認証	第十六号の三十二様式
三 法第四百四十四条の三十二第一項第四号の承認に係る製造等承認証	第十六号の三十三様式

(自動車用炭化水素油譲渡証)

第八条の四十三 自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しは、道府県知事の交付する用紙によつて作成しなければならない。

2 前項の自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの用紙には一連の番号を付けなければならない。

3 自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しの様式は、第十六号の三十四様式による。

4 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者は、自動車用炭化水素油譲渡証の写しを、当該自動車用炭化水素油譲渡証を交付した日から起算して一年間保管しなければならない。

5 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油の譲渡が完了した際に第一項の用紙を所持しているときは、遅滞なく、これを交付した道府県知事に対し返納しなければならない。

(製造等に係る帳簿記載義務)

第八条の四十四 法第四百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の承認を受けた者は、事務所又は事業所(事業の委託をしている場合にあつては、その委託を受けている者の事務所又は事業所を含む。以下

第八条の五十三までにおいて同じ。)ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- 一 製造を行った年月日
- 二 製造を行った場所
- 三 製造に使用した炭化水素油その他の原材料の性状及び数量
- 四 炭化水素油の製造方法
- 五 製造に使用した炭化水素油その他の原材料の仕入先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに仕入先ごとの仕入数量
- 六 製造した炭化水素油の性状及び数量
- 七 製造した炭化水素油の用途
- 八 製造した炭化水素油の貯蔵場所及び在庫数量
- 九 製造した炭化水素油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地、その譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量

2 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事

項を帳簿に記載しなければならない。

一 譲渡を行った年月日

二 譲渡を行った場所

三 譲渡した燃料炭化水素油の性状及び数量

四 譲渡した相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに当該譲渡に係る自動車の自動車登録番号

五 交付した自動車用炭化水素油譲渡証の番号

六 燃料炭化水素油の貯蔵場所及び在庫数量

3 法第四百四十四条の三十二第一項第四号の承認を受けた者は、消費に係る自動車の主たる定置場ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 消費を行った年月日

二 消費した燃料炭化水素油の性状及び数量

三 消費に係る自動車の自動車登録番号

四 燃料炭化水素油の在庫数量

4 法第四百四十四条の三十二第一項第三号の承認を受けた者が、その者の事務所又は事業所において当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の保有者に譲渡し、同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を行つた場合には、第二項第四号に掲げる事項のうち譲渡した相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地に係る事項の記載を省略することができる。ただし、道府県知事が特に必要があると認め、てその記載を命じたときは、この限りでない。

(事業の開廃等の届出書の提出)

第八条の四十五 法第四百四十四条の三十四第一項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事業を開始し、廃止し、又は休止しようとする日の五日前までに第十六号の三十五様式による届出書を、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

2 法第四百四十四条の三十四第二項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、当該販売契約の締結又は終了の日から五日以内に第十六号の三十六様式による届出書を主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を

經由して総務大臣に）提出しなければならない。

3 法第四百四十四条の三十四第三項の規定による届出をしようとする元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、遅滞なく、当該異動に係る事項を記載した第十六号の三十五様式又は第十六号の三十六様式による届出書を主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

（届出書の提出を受けた道府県知事から関係道府県知事への通知）

第八条の四十六 前条第一項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。

一 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 事務所又は事業所の名称及び所在地

三 事業の開始若しくは廃止の年月日又は休止期間

2 前条第二項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、次に掲げる事項を関係道府県知事に通知するものとする。

一 契約の当事者それぞれの氏名又は名称及び住所又は所在地

二 契約の締結又は終了の年月日

3 前条第三項の規定による届出書の提出を受けた道府県知事は、速やかに、当該異動に係る事項を関係道府県知事に通知するものとする。

(法第四百四十四条の三十五第一項の報告事項等)

第八条の四十七 法第四百四十四条の三十五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同項に規定する総務省令で定める道府県知事は、同表の上欄に掲げる者及び同表の中欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる道府県知事とする。

	<p>① 納入を行つた軽油についての引取りを行つた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに引取りを行つた者ごとの引渡数量</p> <p>② 納入を行つた軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量</p>	
--	---	--

<p>③ 納入を行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに引取りを行った者ごとの返還数量</p> <p>④ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量</p> <p>⑤ 納入を行った軽油についての元売業者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの納入数量</p> <p>⑥ 納入を行った後返還を受けた軽油についての返還を受けた元売業者の事務所又は事業所の名称及び所在地並びに当該事務所又は事業所ごとの返還数量</p>	<p>軽油の納入地の 道府県知事</p>
<p>① 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量</p>	

元売業者

- ② 軽油の輸入の許可（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条に規定する輸入の許可をいう。以下この条、次条及び第八条の五十三において同じ。）に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の品名及び関税法第百二条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸入統計品目表（以下この条、次条及び第八条の五十三において「輸入統計品目表」という。）の統計番号
- ③ 引取りを行つた軽油についての引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者ごとの引取数量並びに引渡しを行つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量
- ④ 納入を受けた軽油についての納入を行つた者の氏名又は名称及
-

び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量

⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

⑦ 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引渡数量

⑧ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所

主たる事務所又は事業所所在地
の道府県知事

	<p>又は事業所所在の道府県ごとの納入数量</p> <p>⑨ 消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量</p> <p>⑩ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑪ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑫ 元売業者の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量</p> <p>① 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量</p> <p>② 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税</p>	

関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税定率法別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号

③ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量

④ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量

⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行

特約業者

つた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

⑦ 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引渡数量

⑧ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量

⑨ 消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量

⑩ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

⑪ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受

主たる事務所又は事業所所在地
の道府県知事

<p>けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑫ 特約業者の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量</p>	<p>① 軽油の製造を行った事業所の名称及び所在地並びに事業所ごとの軽油の製造数量</p> <p>② 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税率法別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号</p> <p>③ 引取りを行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの引取数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引取数量</p> <p>④ 納入を受けた軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの納入数量並びに納入を行った者の事務所</p>

又は事業所所在の道府県ごとの納入数量

⑤ 引取りを行った後返還を行った軽油についての引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者ごとの返還数量並びに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

⑥ 納入を受けた後返還を行った軽油についての納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者ごとの返還数量並びに納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量

軽油製造業者等

⑦ 引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの引渡数量

⑧ 納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの納入数量

主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事

	<p>⑨ 消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量</p> <p>⑩ 引渡しを行った後返還を受けた軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの返還数量並びに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑪ 納入を行った後返還を受けた軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの返還数量並びに納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県ごとの返還数量</p> <p>⑫ 軽油製造業者等の事務所又は事業所ごとの各月末日における軽油の在庫数量</p>	
--	--	--

(法第百四十四条の三十五第二項の報告事項等)

第八条の四十八 法第百四十四条の三十五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に定める事項と

し、同項に規定する総務省令で定める道府県知事は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事とする。

一 製造をした者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 製造をした年月日

三 製造をした場所

四 製造に使用した炭化水素油その他の原材料の性状及び数量並びに軽油の製造方法

五 製造した軽油の数量

六 製造した軽油の用途

七 製造した軽油を譲渡しようとする相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡又は消費の

予定年月日

八 製造した軽油を譲渡し、又は消費したときは、その譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地、そ

の譲渡又は消費の年月日並びにその譲渡数量又は消費数量

(法第四百四十四条の三十五第五項の総務省令で定める事項)

第八条の四十九 法第四百四十四条の三十五第五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 軽油の納入先の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 納入を行った年月日

三 納入を行った軽油の数量

(法第四百四十四条の三十五第六項の総務省令で定める事項)

第八条の五十 法第四百四十四条の三十五第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 納入を受けた軽油の引渡しを行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 納入を受けた軽油の納入を行った者の氏名又は名称及び住所又は所在地

三 納入を受けた年月日

四 納入を受けた軽油の数量

(軽油の引取りの報告等の方法)

第八条の五十一 法第四百四十四条の三十五第一項又は第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる

事項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によるものとする。

<p>一 法第四百四十四条の三十五第一項の元売業者が軽油の納入地の道府県知事に対し報告すべき事項</p>	<p>第十六号の三十七様式から第十六号の四十様式まで</p>
<p>二 法第四百四十四条の三十五第一項の元売業者、特約業者及び軽油製造業者等がその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し報告すべき事項</p>	<p>第十六号の四十一様式</p>
<p>三 法第四百四十四条の三十五第二項の規定による報告をしようとする者がその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し報告すべき事項</p>	<p>第十六号の四十二様式</p>

2

元売業者、特約業者及び軽油製造業者等がその事務所又は事業所において行う自動車の保有者に対する現実の納入を伴う軽油の引渡しについては、第八条の四十七の表の中欄に掲げる事項のうち、引渡しを行った軽油についての引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者ごとの引渡数量並びに行った軽油についての引取りを行った者の事務所又は事業所所在地の道府県ごとの引渡数量並びに納入を行った軽油についての納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者ごとの納入数量並びに納入を受けた者の事務所又は

事業所所在の道府県ごとの納入数量を省略する方法により報告することができる。ただし、道府県知事が特に必要があると認めてその報告を命じたときは、この限りでない。

3 元売業者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に法第四百四十四条の三十五第五項の規定による納入を行つた軽油に係る第八条の四十九に規定する事項を、当該特約業者に対し通知しなければならない。

4 法第四百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行つた者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に納入を受けた軽油に係る前条に規定する事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に提出しなければならない。

5 自動車の保有者が元売業者又は特約業者の事務所又は事業所において現実の納入を伴う軽油の引取りを行う場合においての前項の書類の提出については、特別徴収義務者が前条に規定する事項を記載した書類に当該自動車の保有者が署名する方法で行うことができる。

(法第四百四十四条の三十五第七項の書類の保存)

第八条の五十二 法第四百四十四条の三十五第六項の規定により書類の提出を受けた特別徴収義務者は、こ

れを当該書類の提出を受けた日から七年間、当該特別徴収義務者の事務所又は事業所に保存しなければならない。

(法第四百四十四条の三十六の帳簿記載義務)

第八条の五十三 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事務所又は事業所ごとに、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 引取りを行つた軽油の数量及び引取りを行つた年月日並びに引渡しを行つた者の氏名又は名称及び引渡しを行つた者の事務所又は事業所の名称及び所在地

二 納入を受けた軽油の数量及び納入を受けた年月日並びに納入を行つた者の氏名又は名称及び納入を行つた者の事務所又は事業所の名称及び所在地

三 引渡しを行つた軽油の数量及び引渡しを行つた年月日並びに引取りを行つた者の氏名又は名称及び引取りを行つた者の事務所又は事業所の名称及び所在地

四 納入を行つた軽油の数量及び納入を行つた年月日並びに納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地

- 五 各月末日における軽油の在庫数量
- 六 消費した軽油の数量及び消費の年月日
- 七 引取りを行った後返還を行った軽油の数量及び返還を行った年月日並びに返還を受けた者の氏名又は名称及び返還を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 八 納入を受けた後返還を行った軽油の数量及び返還を行った年月日並びに返還を受けた者の氏名又は名称及び返還を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 九 引渡しを行った後返還を受けた軽油の数量及び返還を受けた年月日並びに返還を行った者の氏名又は名称及び返還を行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 十 納入を行った後返還を受けた軽油の数量及び返還を受けた年月日並びに返還を行った者の氏名又は名称及び返還を行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 二 前項の場合において、軽油が法第四百四十四条の五又は第四百四十四条の六の規定の適用を受けた、又は受けるべきものであるときには、その旨を付記しなければならない。
- 三 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載

しなければならない。

一 軽油の製造を行つた事業所の名称及び所在地、製造を行つた年月日並びに事業所ごとの軽油の製造数量

二 軽油の輸入の許可に係る税関、輸入の許可を受けた年月日、税関ごと及び輸入の許可ごとの軽油の輸入数量並びに輸入した軽油に係る関税率法別表の品名及び輸入統計品目表の統計番号

4 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油に係るものとその他の軽油に係るものに区分しなければならない。

5 元売業者又は特約業者がその販売事業の一部を他の者に委託している場合においては、当該事業の委託を受けている者は、帳簿を当該委託者ごとのものとその他のものに区分し、第一項各号に掲げる事項及び当該委託に係る事項を記載しなければならない。

6 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等がその事務所又は事業所において行う自動車保有者に対する現実の納入を伴う軽油の引渡しについては、第一項第三号及び第四号に掲げる事項（引渡しを行つた軽油の数量及び引渡しを行つた年月日並びに納入を行つた軽油の数量及び納入を行

つた年月日を除く。)の記載を省略することができる。ただし、道府県知事が特に必要であると認めてその記載を命じたときは、この限りでない。

(法第四百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路)

第八条の五十四 法第四百四十四条の六十第一項に規定する総務省令で定める道路は、第八条の二十一に定める道路とする。

(交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第八条の五十五 法第四百四十四条の六十第一項の指定道府県(以下第八条の五十九までにおいて「指定道府県」という。)は、毎年度、同項の指定市(以下第八条の六十までにおいて「指定市」という。)に對して、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれその下欄に定める額に当該指定市の区域内に存する一般国道等(法第四百四十四条の六十第一項の一般国道等をいう。以下第八条の五十八までにおいて同じ。)の面積を当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た率を乗じて得た金額を交付する。

交付時期

交付時期ごとに交付すべき額の基準となる額

八 月	前年度三月から七月までの間に収入した軽油引取税の額（当該期間内に軽油引取税に係る還付金を歳出予算から支出した場合においては、当該支出した額を控除した額とする。以下この表において同じ。）の十分の九に相当する額
十二 月	八月から十一月までの間に収入した軽油引取税の額の十分の九に相当する額
三 月	十二月から二月までの間に収入した軽油引取税の額の十分の九に相当する額

2 前項の率を算出する場合において小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

3 第一項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額がある場合においては、それぞれ当該金額を次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（交付額の算定に用いる資料の提出義務）

第八条の五十六 指定市の長は、指定道府県の知事の定めるところにより、当該指定道府県が当該指定市に対して前条の規定により交付する額の算定に用いる一般国道等の面積に関する資料を当該指定道府県の知事に提出しなければならない。

(一般国道等の面積の算定)

第八条の五十七 法第四百四十四条の六十第二項本文に規定する一般国道等の面積の算定は、道路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている道路（同法第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の供用開始の公示が行われたものをいう。）の延長に当該一般国道等の路面幅員を乗じて行うものとする。

2 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。ただし、前年の四月二日からその年の四月一日までの間において、市町村の廃置分合、大規模な境界変更又は指定市の指定等により一般国道等を管理する都道府県又は指定市に変更があつたときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り前項及びこの項本文の規定による算定は、その年の四月一日現在における一般国道等の管理者の区分により行うことができる。

(一般国道等の面積の補正)

第八条の五十八 前条の規定によつて算定した一般国道等の面積は、次項以下に規定する方法によつて、補正するものとする。

2 一般国道等の面積のうち道路（橋りようを除く。以下この項において同じ。）にかかる面積は、第一号及び第二号に掲げる率を連乗して得た率を基礎として、橋りようにかかる面積は、第三号に掲げる率を基礎として、それぞれ総務大臣が定める率を乗じて補正するものとする。

一 次の算式によつて得た率

$$\begin{aligned} & \text{(有効幅員4.5メートル以上7.5メートル未満の道路（未改良にかかる道路を除く。）の延長} \times 1) \\ & + \text{(有効幅員4.5メートル以上の道路（改良にかかる道路を除く。）の延長} \times 1.2) + \text{(有効幅員4} \\ & \text{.5メートル未満の道路の延長} \times 1.5) \end{aligned}$$

1 +

道路の面積

二 次の算式によつて得た率

$$\text{砂利道の延長} \times 1.3 + \text{舗装道の延長}$$

道路の延長

三 次の算式によつて得た率

$$\text{(木橋の延長} \times 9 + \text{橋りよう (木橋を除く。)) の延長} \times 2.5)$$

橋りようの延長

3 前項の規定によつて補正された一般国道等の面積は、更に、次表によつて得られる当該指定道府県又は指定市の率を乗じて得た率を基礎として総務大臣が定める率を乗じて補正するものとする。

指定道府県又は指定市の平均交通量	率
二、五〇〇台以下	一・〇
二、五〇〇台を超え 三、五〇〇台以下	一・二
三、五〇〇台を超え 四、五〇〇台以下	一・四
四、五〇〇台を超え 五、五〇〇台以下	一・六
五、五〇〇台を超え 六、五〇〇台以下	一・八
六、五〇〇台を超え 七、五〇〇台以下	二・〇

七、五〇〇台を超え	八、五〇〇台以下	二・二
八、五〇〇台を超え一〇、五〇〇台以下		二・六
一〇、五〇〇台を超え一二、五〇〇台以下		三・〇
一二、五〇〇台を超え二八、五〇〇台以下		三・〇に一二、五〇〇台から 計算して一、〇〇〇台までを 増すごとに〇・二を加算した 数
二八、五〇〇台を超えるもの		六・六

4 第二項第三号の木橋とは、前年の四月一日現在において道路法第二十八条に規定する道路台帳に記載されている木橋をいい、前項の平均交通量とは、道路法第七十七条第一項の規定によつて国土交通大臣が最近に行つた一般交通調査に基づき、総務大臣が調査算定したものをいう。

5 第二項各号に掲げる率及び同項第一号及び第二号に掲げる率を連乗して得た率並びにこれらの率を基礎として総務大臣が定める率を算定する場合において、小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、こ

れを四捨五入する。

(総務大臣が定める率の算定に用いる資料の提出義務)

第八条の五十九 指定道府県の知事及び指定市の長は、総務大臣の定めるところにより、前条の規定によつて総務大臣が定める率の算定に用いるために必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

(交付すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条の六十 第八条の五十五第一項の規定によつて指定市に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合において、当該錯誤に係る額を発見した日以後に到来する交付時期において当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

第十条の二第一項の表(六)の項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十三項」に改める。

第十条の二の九を第十条の二の十とし、第十条の二の五から第十条の二の八までを一条ずつ繰り下げ、第十条の二の四の次に次の一条を加える。

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第十条の二の五 令第四十八条の十四の五第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
- 二 行政機関、金融機関その他第三者のあつせんによる当事者間の協議による前号に準ずる内容の契約の締結

2 法第三百二十一条の八第三十九項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 請求をする法人の名称及び主たる事務所又は事業所の所在地
- 二 請求をする法人の代表者の氏名及び住所又は居所
- 三 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細
- 四 銀行又は郵便局において還付を受けようとするときは、当該銀行又は郵便局の名称及び所在地
- 五 その他参考となるべき事項

第十条の七の三の見出し中「第四十九条の十五第一項第五号」を「第四十九条の十五第一項第六号」に改め、同条第一項中「第四十九条の十五第一項第五号」を「第四十九条の十五第一項第六号」に、「第一

項又は第二項」を「（同法第七十四条の規定が適用される場合を含む。）」に改め、同項第三号中「第四十九条の十五第二項第九号」を「第四十九条の十五第二項第十号」に改め、同条第十項中「第四十九条の十五第二項第九号」を「第四十九条の十五第二項第十号」に改め、「規定する」の下に「地域子育て支援拠点事業、」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第四十九条の十五第二項第九号」を「第四十九条の十五第二項第十号」に改め、「子育て短期支援事業」の下に「及び一時預かり事業」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

第十条の七の三第八項中「第四十九条の十五第二項第九号」を「第四十九条の十五第二項第十号」に、「第一条」を「第一条の二」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四十九条の十五第二項第九号」を「第四十九条の十五第二項第十号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 政令第四十九条の十五第二項第八号に規定する小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総

務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

第十条の七の三第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 政令第四十九条の十五第二項第三号に規定する総務省令で定める者は、公益社団法人又は公益財団法人とする。

第十条の七の七を第十条の七の八とし、第十条の七の六の次に次の一条を加える。

(政令第五十条の三の二の施設)

第十条の七の七 政令第五十条の三の二に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

第十七条から第二十四条までを次のように改める。

第十七条から第二十四条まで 削除

附則第三条(見出しを含む。)中「附則第九条第十三項」を「附則第九条第十二項」に改める。

附則第三条の二の七の見出し中「附則第六条の十六第九項」を「附則第六条の十六第八項第三号」に改

め、同条中「附則第六条の十六第九項第三号」を「附則第六条の十六第八項第三号」に改める。

附則第三条の二十（見出しを含む。）中「附則第七条第二十四項」を「附則第七条第二十五項」に改める。

附則第三条の二十一（見出しを含む。）中「附則第七条第二十六項」を「附則第七条第二十七項」に改める。

附則第三条の二十二の見出し中「附則第七条第二十九項」を「附則第七条第三十項」に改め、同条第一項中「附則第七条第二十九項第一号」を「附則第七条第三十項第一号」に改め、同条第二項中「附則第七条第二十九項第二号」を「附則第七条第三十項第二号」に改める。

附則第三条の二十三（見出しを含む。）中「附則第七条第三十項」を「附則第七条第三十一項」に改める。

附則第三条の二十四の見出し中「附則第七条第三十二項」を「附則第七条第三十三項第十二号」に改め、同条中「附則第七条第三十二項第十二号」を「附則第七条第三十三項第十二号」に改める。

附則第三条の二十六（見出しを含む。）中「附則第七条第三十四項」を「附則第七条第三十五項」

に改める。

附則第三条の二の二十六の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条の四第五項の資産の譲渡）

第三条の二の二十七 法附則第十一条の四第五項に規定する資産の譲渡として総務省令で定めるものは、

同項に規定する資産の譲渡であることについて政令附則第九条の三第一項に規定する主務大臣の認定を受けたものとする。

附則第四条第一項第一号中「及び第五項から第七項まで」を「第五項から第七項まで及び第十四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「附則第十条第十二項」を「附則第十条第十六項」に改め、同項第二号中「第九項及び第十項」を「第十項及び第十一項」に改め、同条第二項中「第二十三条の九第一項」を「第二十三条の十三第一項」に、「第七十条の七第一項」を「第七十条の八第一項」に改め、同条第三項中「第二十三項及び第三十項」を「第二十五項、第三十二項、第三十四項、第三十六項、第三十七項及び第三十九項」に、「第四十条の六第十三項、第二十一項、第二十四項、第二十五項、第三十四項、第三十五項、第四十六項及び第四十七項」を「第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四

項、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項」に、「及び第三十項中」を「、第三十二項、第三十四項、第三十六項及び第三十九項中」に改め、同条第五項第二号中「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に改め、同項第四号中「第四十条の六第三十六項」を「第四十条の六第三十八項」に改め、同条第六項中「第四十条の六第五十項第二号」を「第四十条の六第六十項第二号」に改め、同条第七項第二号中「第七十条の四第十六項」を「第七十条の四第十七項」に改め、同項第三号イ(1)中「第四十条の六第十四項第三号」を「第四十条の六第十三項第三号」に改め、同条第八項中「第二十三条の七第二十二項」を「第二十三条の七第二十四項」に改め、同条第十二項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 政令附則第十条第十七項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者の氏名及び住所又は居所

二 法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける農地等（当該農地等が二以上ある場合には、それぞれの農地又は採草放牧地をいう。）の所在、地番、地目及び面積

三 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書、第四項及び第五項並びに法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十九項及び第三十項の規定の適用があつた場合には、その旨

四 当該受贈者が法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十五項第三号の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を取得した場合には、その旨及び当該農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積

五 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用があつた場合には、その旨及び同項に規定する営農困難時貸付農地等の所在、地番、地目及び面積

六 法附則第十二条第三項の規定の適用があつた場合には、その旨

七 その他参考となるべき事項

附則第四条第十一项中「附則第十条第十四項」を「附則第十条第十五項」に、「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十项中「附則第十条第十二項

」を「附則第十条第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「附則第十条第十二項」を「附則第十条第十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 政令附則第十条第十二項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受けた旨及び同項に規定する営農困難時貸付農地等に係る同項に規定する営農困難時貸付け（第四号において「営農困難時貸付け」という。）に関する事項で次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該営農困難時貸付農地等の所在、地番、地目及び面積
 - 二 当該営農困難時貸付けを行つた年月日
 - 三 当該営農困難時貸付けに係る存続期間
 - 四 当該営農困難時貸付農地等について引き続き営農困難時貸付けを行つている旨
- 附則第四条の二の次に次の四条を加える。

（自動車取得税交付金を計算する場合に係る経過措置）

第四条の三 当分の間、第八条の二十二の規定によつて道路の延長及び面積を算定する場合には、

道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りよう現況調書に記載されている延長及び路面幅員によることができる。

2 昭和五十七年度以前の各年度における地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第三十六号）第一条の規定による改正前の地方税法施行規則第十七条の九及び附則第十条第一項の規定による道路（市町村道に限る。）の延長及び面積の算定について、当該各年度の四月一日現在において道路法第九条の路線の認定の公示が行われており、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示又は同条第二項の供用開始の公示が未了であつた道路で、昭和五十八年一月三十一日までにこれらの公示が行われたものがある場合においては、当該道路は、当該各年度の道路の延長及び面積の算定に用いる道路とみなす。

（法附則第十二条の二の二第一項の一般乗合用のバス等）

第四条の四 法附則第十二条の二の二第一項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入費補助金を受けて取得した一般乗

合用のバスで、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上百五十以下であり、かつ、道府県知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供されるものとする。

2 法附則第十二条の二の二第五項第一号に規定する総務省令で定める軽油自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条において「実施要領」という。）第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自

自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条において「自動車検査証」という。）に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

3 法附則第十二条の二の二第五項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

4 法附則第十二条の二の二第五項第一号ハに規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率とは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九

年経済産業省・国土交通省告示第四号)に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号)に定める基準エネルギー消費効率

5 法附則第十二条の二の二第六項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外の自動車とする。

6 法附則第十二条の二の二第七項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

7 法附則第十二条の二の二第七項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告

示第六百十九号。以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準とする。

8 法附則第十二条の二の二第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

9 法附則第十二条の二の二第七項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

10 法附則第十二条の二の二第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒

素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

11 法附則第十二条の二の二第八項に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

12 法附則第十二条の二の二第九項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

13 法附則第十二条の二の二第九項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

14 法附則第十二条の二の二第九項第一号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

15 法附則第十二条の二の二第九項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

16 法附則第十二条の二の二第九項第二号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

17 法附則第十二条の二の二第九項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

18 法附則第十二条の二の二第十項第一号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

19 法附則第十二条の二の二第十項第一号に規定するエネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

20 法附則第十二条の二の二第十項第二号に規定する平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

21 法附則第十二条の二の二第十項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

22 法附則第十二条の二の二第十項第三号に規定する車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で総務省令で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車とする。

23 法附則第十二条の二の二第十項第三号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

24 法附則第十二条の二の二第十二項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車 同号の表のロ窒素酸化物の欄に掲げる値

三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車 同号の表のハ窒素酸化物の欄に掲げる値

四 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる自動車 同号の表のニ窒素酸化物の欄に掲げる値

値

25 法附則第十二条の二の二第十二項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

26 法附則第十二条の二の二第十三項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限

度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第四号又は第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が第二十四項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

27 法附則第十二条の二の二第十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法附則第十二条の二の二第十二項又は第十三項の規定の適用を受けようとする旨
- 二 自動車の取得価額
- 三 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）
- 四 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）
- 五 内燃機関の燃料の種類
- 六 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）、変速装置の方式及び構造

28 当該自動車について、法附則第十二条の二の二第十四項の規定により、法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書において前項各号（当該自動車がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車（以下この項において「乗用自動車」という。）である場合にあつては、前項第一号から第

五号まで)に掲げる事項が記載されていた場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第三号から第六号まで(当該自動車が乗用自動車である場合にあつては、同項第三号から第五号まで)に掲げる事項の記載を省略することができる。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の五 政令附則第十条の二の二の表の第一号の上欄に規定する電気通信事業者で総務省令で定めるものは、電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)を設置する者であつて、当該設備を不特定多数の者の通信の媒介、その他これらの者の通信の用に供するものとする。

2 政令附則第十条の二の二の表の第一号の下欄に規定する電気通信設備で総務省令で定めるものは、専ら不特定多数の者の通信を媒介し、その他これらの者の通信の用に供するものとする。

3 政令附則第十条の二の二の表の第一号の下欄に規定する総務省令で定める場合は、試運転又は訓練を行う場合とする。

4 政令附則第十条の二の二の表の第三号の下欄に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるも

のは、放送設備を設置する家屋に固定された自家発電設備とする。

5 政令附則第十条の二の二の表の第四号の下欄に規定する機械で総務省令で定めるものは、電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等とする。

6 政令附則第十条の二の二第四項に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）のすべての委託を受けて農作業を行う者とする。

7 政令附則第十条の二の二第四項に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

8 政令附則第十条の二の二第六項に規定するとび・土工工事業で総務省令で定めるものは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業とする。

9 政令附則第十条の二の二第六項に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業

とする。

10 政令附則第十条の二の二第六項に規定する総務省令で定める公共の飛行場は、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び石垣空港とする。

11 政令附則第十条の二の二第六項に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パルティクルボード製造業、木材注薬業及び木材防腐処理業とする。

12 政令附則第十条の二の二第六項に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。

13 政令附則第十条の二の二第六項に規定するたい肥製造業で総務省令で定めるものは、肥料取締法（昭

和二十五年法律第二百二十七号)第二十二條第一項の規定により届出がされた同項第三号の事業場内で行われるパークたい肥製造業とする。

14 政令附則第十条の二の二第六項に規定する自動車教習所業で総務省令で定めるものは、自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械(道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。)を五台以上備える道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条第一項の規定により指定を受けた同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所で行われる自動車教習所業とする。

15 第八条の三十八の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第八条の三十八第一項第三号中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と読み替えるものとする。

16 第八条の三十九の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の二十七の規定による免税軽油の引取り等に係る報告義務について準用する。

17 法附則第十二条の二の四第四項の場合における第八条の三十一、第八条の三十七及び第八条の五十三の規定の適用については、第八条の三十一第一項中「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項」と、第八条の三十七第一項中「法第四百四十四条の六」とあるのは「法第四百四十四条の六又は同法附則第十二条の二の四第一項」と、「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項（同法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」と、第八条の五十三第二項中「又は第四百四十四条の六」とあるのは「若しくは第四百四十四条の六又は同法附則第十二条の二の四第一項」とする。

第四条の六 法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第六項の規定により交付される免税証の様式は、第十六号の十三様式とする。

2 政令附則第十条の二の二第七項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六様式から第十六号の二十四様式及び第十六号の三十様式とする。

3 政令附則第十条の二の二第九項において準用する第四十三条の四の規定による届出及びその承認の様

式は、第十六号の十五様式とする。

附則第五条の二第一項第一号中「平成十四年国土交通省告示第六百十九号。」を削り、「以下」の下に「この条において」を加え、同項第四号を削り、同条第二項中「平成十六年国土交通省告示第六十一号。」及び「及び附則第十二条から第十二条の二の二まで」を削り、同条第三項中「政令附則第十条の二に規定するエネルギー消費効率で総務省令で定めるものは」を「法附則第十二条の三第三項に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は」に改め、同項第一号中「(昭和五十四年政令第二百六十七号)」及び「(平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号)」を削り、同項第二号中「(平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号)」を削り、同条第四項中「ものは、」の下に「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(第六項及び第七項において「適用関係告示」という。)第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は」を加え、同条第六項及び第七項中「細目告示第四十一条第一項第九号」を「適用関係告示第二十八号第百二十九項」に改め、同条第八項第二号中「掲げる値」を「定める値」に改め、同条第十項第一号

中「第三条第四号」の下に「又は第五号」を加え、同項第二号中「掲げる値」を「定める値」に改める。

附則第六条第四十三項を削り、同条第四十四項中「次に掲げる」を「緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める」に改め、同項各号を削り、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項を同条第四十四項とし、同条第四十六項第一号中「ケーブルを含む」を「ケーブルを含み、関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域をいう。以下この号において同じ。）又は近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域をいう。以下この号において同じ。）を放送対象地域（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条の二第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。以下この号において同じ。）とする放送事業者に係るものを除く」に、「デジタル信号の記録」を「若しくはデジタル信号の記録」に、「デジタル信号の加工」を「を有するもの（関東広域圏又は近畿広域圏を放送対象地域とする放送事業者に係るものを除く。）又はデジタル信号の加工」に、「機能又は」を「機能若しくは」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「デジタル伝送装置」の下に「（電気通信信号を伝送するものうち、デジタル信号の冗長部分を削除することにより伝送効率を高める機能、複数のデジタル信号を重ね合わせて同一の搬送波で送出する

機能及びデジタル信号を変調する機能を有するものに限る。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項を同条第四十五項とし、同条第四十七項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十八項第二号中「第五十項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項から第五十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第五十五項中「第五十七項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十六項から第六十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第六十三項第二号中「船舶職員法施行規則」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十四項第三号を次のように改める。

三 排気タービン過給機その他の船舶のエネルギーの使用の合理化に資する設備を備えていること。

附則第六条第六十四項を同条第六十三項とし、同条第六十五項を同条第六十四項とし、同条第六十六項を同条第六十五項とし、同条第六十七項を削り、同条第六十八項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十一項を削り、同条

第七十二項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十四項中「附則第十一条第四十七項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十五項中「附則第十一条第四十九項」を「附則第十一条第四十八項」に改め、同項を同条七十二項とし、同条第七十六項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十八項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第五十六項」を「附則第十一条第五十五項」に改め、同項第一号イ中「超える」を「五キロメートル毎時以上超えている」に改め、同号ニ中「十分の一」を「八分の一」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十項中「附則第十一条第五十八項第二号」を「附則第十一条第五十七項第二号」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十一項中「附則第十一条第五十八項第三号」を「附則第十一条第五十七項第三号」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十二項中「附則第十一条第五十九項」を「附則第十

一条第五十八項」に改め、同項第一号中「ロビー」の下に「（ベンチ、テーブルその他の休憩の用に供する設備が設置されていること及び一般公衆に開放されていることについて国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）」を加え、同項を同条第七十九項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第六十項」を「附則第十一条第五十九項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十四項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第八十五項中「附則第十一条第六十二項」を「附則第十一条第六十一項」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第八十六項中「附則第十一条第六十二項」を「附則第十一条第六十一項」に改め、同項を同条第八十三項とし、同条第八十七項から第八十九項までを削り、同条第九十項中「附則第十一条第六十九項」を「附則第十一条第六十五項」に改め、同項第二号中「第九十三項及び第九十四項」を「第八十七項及び第八十八項」に改め、同項を同条第八十四項とし、同条第九十一項中「附則第十五条第五十項」を「附則第十五条第四十六項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第九十二項中「附則第十五条第五十二項」を「附則第十五条第四十八項」に、「（次項及び第九十四項）」を「（次項及び第八十八項）」に、「及び第九十四項において同じ」を「、第八十八項及び第九十四項において同じ」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第九十三項中

「附則第十五条第五十二項」を「附則第十五条第四十八項」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第九十四項中「附則第十五条第五十二項」を「附則第十五条第四十八項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第九十五項中「附則第十五条第五十八項」を「附則第十五条第五十四項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第九十六項中「附則第十五条第五十八項」を「附則第十五条第五十四項」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第九十七項中「第九十五項」を「第八十九項」に、「附則第十五条第五十九項」を「附則第十五条第五十五項」に改め、同項を同条第九十一項とし、同条第九十八項中「附則第十五条第六十項」を「附則第十五条第五十六項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第九十九項中「附則第十一条第七十三項」を「附則第十一条第六十九項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条に次の三項を加える。

94 法附則第十五条第五十八項に規定する設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一 地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備（地方公共団体総合行政ネットワークの通信プロトコルに基づき電気通信信号を伝送する機能を有するものをいう。以下この項において同じ。）

二 アプリケーションサーバ（地方公共団体総合行政ネットワークを通じてソフトウェアを提供するた
めのものに限る。以下この項において同じ。）

三 ファイアウォール装置（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに
基づき電気通信信号を通過させる機能を有するもののうち、地方公共団体総合行政ネットワーク接続
設備とアプリケーションサーバとの間に設置されるものに限る。）

四 暗号化装置（通信データの暗号化を行う機能を有するもののうち、地方公共団体総合行政ネットワ
ークと地方公共団体総合行政ネットワーク接続設備との間に設置されるものに限る。）

五 スイッチ（通信プロトコルに基づき電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するもの
のうち、地方公共団体総合行政ネットワークとアプリケーションサーバとの間に設置されるものに限
る。）

六 運用管理端末装置（前各号に掲げる設備の運用を管理するためのものに限る。）

95 法附則第十五条第五十九項に規定する設備で総務省令で定めるものは、太陽光発電設備及びこれと同
時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保

護装置とする。

96 法附則第十五条第五十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、新エネルギー等事業者
支援対策費に係る補助とする。

附則第六条の二中「旧交納付金法」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この条において「旧交納付金法」という。）に、「本条」を「この条」に改める。

附則第七条第三項中「独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年^財国土交通^務省令第一号）第三十九条第三項各号」を「次に掲げる要件」に改め、同項に次の四号を加える。

- 一 外壁及び軒裏が、建築基準法第二条第八号に規定する防火構造であること。
- 二 屋根が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の二第一号及び

第二号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

三 天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に十五分間以上耐える性能を有するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、建築物の各部分が、防火上支障のない構造であること。

附則第七条第十項を同条第十一項とし、同条第四項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 政令附則第十二条第二十一項第二号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者居住安定化緊急促進事業費に係る補助とする。

附則第七条の二第六項中「第七項」を「次項」に改め、同条第十二項中「第二十三項及び第二十七項」を「第二十一項及び第二十五項」に改め、同条第十三項中「附則第十二条の二第三十項」を「附則第十二条の二第二十八項」に改め、同項第三号中「又は第十四項」を削り、同号イ中「又は被災償却資産」及び「（政令附則第十二条の二第二十一項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号ロ中「又は被災償却資産」、「及び第十四項」及び「又

は償却資産」を削り、同号ハ中「又は同条第二十一項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者」、「又は第十四項」、「政令附則第十二条の二第十九項において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二十一項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては」及び「、同条第二十一項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書」を削り、同項第四号中「附則第十六条の二第十五項又は第十六項」を「附則第十六条の二第十四項又は第十五項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第二十三項」を「附則第十二条の二第二十五項」に改め、同号ロ中「附則第十六条の二第十五項及び第十六項」を「附則第十六条の二第十四項及び第十五項」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第二十三項」を「附則第十二条の二第二十一項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十三項」に、「附則第十六条の二第十五項又は第十六項」を「附則第十六条の二第十四項又は第十五項」に改め、同項第五号中「附則第十六条の二第十七項又は第十八項」を「附則第十六条の二第十六項又は第十七項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第二十七項」を「附則第十二条の二第二十五項又は第二十七項」に改め、同号ロ中「附則第十二条の二第二十七項」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第二十九項」を「附則第十二条の二第二十七項」に改め、同号ロ中「附則第十

六条の二第十七項及び第十八項」を「附則第十六条の二第十六項及び第十七項」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第二十七項」を「附則第十二条の二第二十五項」に、「同条第二十九項」を「同条第二十七項」に、「附則第十六条の二第十七項又は第十八項」を「附則第十六条の二第十六項又は第十七項」に改める。

附則第八条第一号中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十三条第一項」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十三条第一項」に改め、同条第二号中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項又は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第七十八条第一項」に改め、同条第三号中「第八十条第一項」を「第四十七条又は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第八十条第一項」に改め、同条第七号中「第五十五条の三第一項の規定によつて認可を受けた工事实施計画において」を「第三

十八条第一項若しくは第四十三条第一項の許可を受けて設置する」に改める。

附則第八条の二を削り、附則第八条の二の二を附則第八条の二とし、附則第八条の二の三を附則第八条の二の二とし、附則第八条の三の二を次のように改める。

第八条の三の二 削除

附則第十条から第十二条の二の二までを次のように改める。

第十条から第十二条の二の二まで 削除

附則第十二条の三に次の一項を加える。

3 政令附則第十六条の二の八第五項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

業 種	施 設
一 かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
二 非かんきつ果汁製造業	搾汁設備を有する施設
三 パインアップル缶詰製造業	剥皮芯抜設備を有する施設

四	こんにやく粉製造業 設
五	トマト加工品製造業 搾汁設備を有する施設
六	甘しよでん粉製造業 でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
七	馬鈴しよでん粉製造業 でん粉の生産の用に供する設備を有する施設
八	米加工品製造業 米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地及び和生菓子（米を原材料とするものに限る。）の生産の用に供する設備を有する施設
九	麦加工品製造業 精選設備を有する施設
十	乳製品製造業 乳製品の生産の用に供する設備を有する施設（チーズ製造業にあつては、凝乳設備を有する施設）
十一	牛肉調整品製造業 急速冷凍設備を有する施設
十二	豚肉調整品製造業 急速冷凍設備を有する施設

附則第十二条の四を削る。

附則第十三条の三第二項第一号中「第三十一条の二第二項第十二号及び第十四号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十五号まで」に、「第十四号若しくは第十五号の造成」を「第十号若しくは第十四号の造成」に、「同項第十六号の建設」を「同項第十五号の建設」に改め、同号口中「第十四号若しくは第十五号」を「第十三号若しくは第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に改め、同項第二号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第三十一条の二第二項第十七号」を「第三十一条の二第二項第十六号」に改め、同号イ中「第十三条の三第八項第四号イ及びハ」を「第十三条の三第八項第三号イ及びハ」に改め、同号口中「第三十一条の二第二項第十七号」を「第三十一条の二第二項第十六号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第九項第三号及び第十項第三号中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第二十二條を削り、附則第二十三條を附則第二十二條とする。

第五号の五様式を次のように改める。

第五号の五様式 挿入

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九号様式 挿入

第十六号の九様式の次に次の四十七様式を加える。

第十六号の十様式から第十六号の四十二様式まで 挿入

第二十四号様式記載心得 8 中「附則第18条第1項、第18条の2」を「附則第18条」に改め、同様式中「第24号様式記載心得」を「第24号様式記載要領」に改める。

第二十五号の二様式記載要領 5 中「、第15条の3又は第39条」を「又は第15条の3」に改め、同記載要領 6 中「及び第21条」を「、第21条及び第21条の2」に改める。

第二十五号の三様式（裏面） 2 中「、第16条の2又は第39条」を「又は第16条の2」に改める。

第二十八号様式記載心得2中「附則第18条第1項」や「附則第18条」に於て、同様式中「第28号様式記載心得」を「第28号様式記載要領」に於て。

第二十九号様式記載心得1中「、第15条の3又は第39条」や「又は第15条の3」に於て、同様式中「第29号様式記載心得」を「第29号様式記載要領」に於て。

第三十二号様式記載要領4中「、第15条の3又は第39条」や「又は第15条の3」に於て。

第三十四号の五様式算出税額(2)中「附則第31条の3第4項から第10項まで」や「附則第31条の3第3項」に於て、「又は2/3」や同、同様式記載心得2中「附則第18条第1項」や「附則第18条第1項から第6項まで」に於て、「、法附則第31条の3第2項の規定の適用のある土地にあつては固定資産税に係る法附則第18条の2に規定する課税標準となるべき額」や同、「附則第31条の3第3項」や「附則第31条の3第2項」に於て、同記載心得8中「附則第18条第1項」や「附則第18条第1項から第6項まで」に於て、「、法附則第31条の3第2項の規定の適用のある土地で固定資産税に係る法附則第18条の2に規定する課税標準となるべき額が取得価額を超える土地がある場合には当該土地に係る取得価額及び固定資産税に係る法附則第18条の2に規定する課税標準となるべき額を記載し」や同、「附則第31条の3第3項」

を「附則第31条の3第2項」に改め、同様式中「第34号の5様式記載心得」を「第34号の5様式記載要領」に改める。

第三十五号様式から第四十三号の十八様式までを次のように改める。

第三十五号様式から第四十三号の十八様式まで 削除

第四十四号様式別表三記載心得1中「附則第32条の7、第32条の8若しくは第39条第7項」を「附則第33条」に改め、同記載心得4中「附則第32条の7、第32条の8及び第39条第7項」を「附則第33条第1項から第6項まで」に改める。

第二条 地方税法施行規則の一部を次のように改正する。

附則第七条第十一項を同条第十二項とし、同条第二項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第十五条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第六条、第九条又は第十三条に規定する通知書の写しとする。

正規定、同規則附則第三条の二の二十三（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十四（見出しを含む。）の改正規定、同規則附則第三条の二の二十六（見出しを含む。）の改正規定並びに同規則附則第四条及び第八条第一号から第三号までの改正規定並びに附則第十二条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定（「第十二項」を「第十三項」に改める部分に限る。）に限る。）農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

三 第二条の規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日（自動車取得税に関する経過措置）

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について第一条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下「旧規則」という。）第十七条の十四第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により減額する場合において、平成二十一年八月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、

改正法第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十三条第一項及び第二項の規定によって交付すべき自動車取得税額から控除するものとする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にされている旧規則第十八条の十四第一項の規定による製造等の承認の申請は、新規則第八条の四十二第一項の規定による製造等の承認の申請とみなす。

2 この省令の施行の際現にされている旧規則第十八条の十四第三項の規定による譲渡の承認の申請は、新規則第八条の四十二第三項の規定による譲渡の承認の申請とみなす。

3 この省令の施行の際現にされている旧規則第十八条の十四第四項の規定による消費の承認の申請は、新規則第八条の四十二第四項の規定による消費の承認の申請とみなす。

4 改正法附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる軽油引取税について旧規則第二十三条の規定により減額する場合において、平成二十一年八月以後に到来する交付時期において交付すべき額から当該減額する額を差し引いた額が零を下回るときは、当該下回る額は、当該交付時期において、新規則第八条の五十五の規定によって交付すべき軽油引取税額から控除するものとする。

5 平成二十一年四月一日から平成二十一年六月三日までの間における新規則附則第四条の五第十項の規定の適用については、「静岡空港、中部国際空港」とあるのは「中部国際空港」とする。

6 旧規則第三十五号様式から第四十三号の十八様式までは、平成二十二年三月三十一日までの間、それぞれ新規則第十六号の十様式から第十六号の四十二様式とみなす。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第四条 新規則附則第六条第四十三項の規定は、施行日以後に新たに取得された同項に規定する償却資産に対して課すべき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された旧規則附則第六条第四十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第四十五項の規定は、施行日以後に新設された同項に規定する設備に対して課すべき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第四十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第六十三項の規定は、施行日以後に新造された同項に規定する内航船舶に対して課す

べき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新造された旧規則附則第六条第六十四項に規定する内航船舶に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第七十六項の規定は、施行日以後に新たに製造された同項に規定する車両に対して課すべき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに製造された旧規則附則第六条第七十九項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第七十九項の規定は、施行日以後に新たに取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成二十二年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新たに取得された旧規則附則第六条第八十二項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(地方道路譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の地方揮発油譲与税法施行規則(以下この条において「新譲与税法施行規則」という。)の規定は、平成二十一年度分の地方揮発油譲与税から適用する。

2 第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法施行規則(以下この条において「旧譲与税法施行規則」

という。)の規定(旧譲与税法施行規則第八条を除く。)は、改正法附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第三条による改正前の地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の規定により譲与するものとされる地方道路譲与税について、なおその効力を有する。

3 新譲与税法施行規則第八条(同条第三項を除く。)の規定は、改正法附則第十四条第三項の平成二十一年六月において譲与すべき地方道路譲与税の額の算定について準用する。この場合において、新譲与税法施行規則第八条第一項中「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方道路譲与税」と、同条第二項中「法第四条の規定」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九号)附則第十四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第三条の規定による改正前の地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号。以下この項において「旧譲与税法」という。)第四条の規定」と、「法第四条の譲与額」とあるのは「旧譲与税法第四条の譲与額」と読み替えるものとする。

(地方自治法施行規則の一部改正)

第六条 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「 10 自動車取得税

1 自動車取得税

11 軽油引取税

1 軽油引取税

を

12 狩猟税

1 狩猟税

「 12 狩猟税

1 狩猟税

「 9 固定資産税」を「11 固

定資産税」を「8 釧区税」を「10 釧区税」を「7 自動車税」を「9 自動車税」を

「 6 ゴルフ場利用税

1 ゴルフ場利用税

を

「 6 ゴルフ場利用税

1 ゴルフ場利用税

7 自動車取得税

8 軽油引取税

1 自動車取得税

1 軽油引取税

」

「 1 地方法人特別譲与税

2 地方道路譲与税

3 石油ガス譲与税

1 地方法人特別譲与税

1 地方道路譲与税

1 石油ガス譲与税

」

「 1 地方法人特別譲与税

2 地方揮発油譲与税

1 地方法人特別譲与税

に改め、同表市町村の項の欄及び目

	1 地方揮発油譲与税	
3	石油ガス譲与税	
	1 石油ガス譲与税	
4	地方道路譲与税	
	1 地方道路譲与税	

の欄中

「	1 自動車重量譲与税	
	1 自動車重量譲与税	
2	地方道路譲与税	
	1 地方道路譲与税	

を

「	1 地方揮発油譲与税	
	1 地方揮発油譲与税	
2	自動車重量譲与税	
	1 自動車重量譲与税	

に

		1 自動車重量譲与税	
	3 地方道路譲与税	1 地方道路譲与税	
「	1 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	を
」			
	1 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	に改め、同表の備考1中
		2 旧法による自動車取得税交付金	」
「	3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税	
」		2 地方道路譲与税	
		1 地方道路譲与税	

※

3 石油ガス譲与税

1 石油ガス譲与税

「」 3 地方譲与税

1 地方法人特別譲与税

1 地方法人特別譲与税

2 地方揮発油譲与税

1 地方揮発油譲与税

3 石油ガス譲与税

1 石油ガス譲与税

4 地方道路譲与税

1 地方道路譲与税

」」

「 「 3 地方譲与税

	1 地方法人特別譲与税		1 地方法人特別譲与税
	2 地方道路譲与税		1 地方道路譲与税
	3 石油ガス譲与税		1 石油ガス譲与税
	4 航空機燃料譲与税		1 航空機燃料譲与税
4 市町村たばこ税都道府県 交付金	1 市町村たばこ税都道府県 交付金		1 市町村たばこ税都道府県 交付金

」」

「 「 3 地方譲与税

	1 地方法人特別譲与税	1 地方法人特別譲与税
	2 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税
	3 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税
	4 地方道路譲与税	1 地方道路譲与税
	5 航空機燃料譲与税	1 航空機燃料譲与税
4 市町村たばこ税都道府県 交付金		

3 利子割交付金	1 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税
	2 自動車重量譲与税	1 自動車重量譲与税
	3 地方道路譲与税	1 地方道路譲与税
<hr/>		
7 自動車取得税交付金	1 利子割交付金	1 利子割交付金
	1 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金
<hr/>		
7 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金

	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車取得税交付金 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車取得税交付金 2 旧法による自動車取得税交付金
<ol style="list-style-type: none"> 2 地方譲与税 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車重量譲与税 2 地方道路譲与税 3 特別とん譲与税 4 航空機燃料譲与税 	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車重量譲与税 1 地方道路譲与税 1 特別とん譲与税 1 航空機燃料譲与税

2)

2)

	5	石油ガス譲与税	1	石油ガス譲与税
「	2	地方譲与税	1	地方揮発油譲与税
			2	自動車重量譲与税
			3	地方道路譲与税
			4	特別とん譲与税
			5	航空機燃料譲与税
	1	航空機燃料譲与税	1	航空機燃料譲与税

」

	6	石油ガス譲与税	
	1	石油ガス譲与税	
「	8	自動車取得税交付金	」
	1	自動車取得税交付金	
	1	自動車取得税交付金	
	9	軽油引取税交付金	
	1	軽油引取税交付金	
	1	自動車取得税交付金	
「	8	自動車取得税交付金	」
	1	自動車取得税交付金	
	1	自動車取得税交付金	
	2	旧法による自動車取得税交付金	
			」

9 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金	1 軽油引取税交付金 2 旧法による軽油引取税交付金
------------	------------	-------------------------------

改める。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳出の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「 9 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金	」 を
「 9 自動車取得税交付金	1 自動車取得税交付金 2 旧法による自動車取得税交付金	」 に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法施行規則の一部改正)

第七条 国有資産等所在市町村交付金法施行規則（昭和三十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、同様式記載要領2、同様式附表記載要領4及び第二号様式記載要領2中「イロハニホトト」を「イロハニホトト」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊等が行う免税軽油の引取りの手續に関する総理府令の一部改正）

第八条 アメリカ合衆国軍隊等が行う免税軽油の引取りの手續に関する総理府令（昭和三十一年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七百条の二第一項第二号又は第三号」を「第四百四十四条第一項第二号又は第三号」に、「第七百条の三第一項」を「第四百四十四条の二第一項」に改める。

（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部改正）

第九条 都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（昭和三十五年自治省令第十一号）の一部を次のように改める。

第一項第一号中「その算定基礎となつた税源移譲予定特例交付金」を「同法附則第七条の二の規定の適

用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた児童手当特例交付金」に、「第三条第二項に規定する税源移譲予定特例交付金」を「第二条第二項に規定する児童手当特例交付金」に改め、「自動車取得税、軽油引取税」を削り、「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に、「相当する額及び」を「相当する額並びに」に、「税源移譲予定特例交付金に」を「児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に」に改め、同項第二号中「及び日本郵政公社有資産所在市町村納付金」を削り、第二項中「、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金」を削り、「地方道路譲与税、石油ガス譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改め、「相当する額」の下に「並びに当該算定の基礎となつた児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額」を加える。

（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 前条の規定による改正後の都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（次項において「新都及び特別区の標準税収入額算定省令」という。）の規定は、平成二十一年度以後の年度における同省令に規定する標準税収入額の算定について適用し、平成二十年度以前の年度における同省令に規定する標準

準税収入額の算定については、なお従前の例による。

2 平成二十一年度についての新都及び特別区の標準税収入額算定省令の規定の適用については、第一項第一号中「交通安全対策特別交付金」とあるのは「交通安全対策特別交付金並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）の規定による自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路譲与税」と、第二項中「交通安全対策特別交付金」とあるのは「交通安全対策特別交付金並びに旧地方税法の規定による自動車取得税交付金及び地方道路譲与税」とする。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二年自治省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を

次のように改める。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第四十一項及び第四十二項（）」を「第四十三項、第四十五項及び第四十六項（）」に、「第五十三條第二十七項、第二十八項、第四十一項及び第四十二項」を「第五十三條第二十七項及び第二十八項については第七百三十四條第三項において、第五十三條第四十三項については第一条第二項において、第五十三條第四十五項及び第四十六項」に改め、「第七十條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）」の下に「第七十二條の二十四の十第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）」を、「第九十二條第一項」の下に「、第二百二十二條、第二百二十三條、第三百三十四條第一項、第四百四十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項（同條第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）」（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四條の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十七第一項、第四百四十四條の三十一第一項、第四百四十四條の三十一第一項、第四百四十四條の三十五第一項及び第二項、第四百四十四

条の四十九第一項」を加え、「第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項から第二十八項まで」を「第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項から第二十八項まで及び第三十九項」に、「第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項まで」を「第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項まで及び第三十九項」に、「第六百九十九条の十一、第六百九十九条の十二、第六百九十九条の二十三第一項、第七百条の六の四第四項及び第五項、第七百条の十一第二項及び第五項、第七百条の十四第一項並びに第七百条の十五第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）」（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）

）、第七百条の十六第四項（第一条第二項及び第七百条の十九第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の二十の二第一項、第七百条の二十一の二第一項、第七百条の二十二第一項、第七百条の二十二の五第一項及び第二項、第七百条の三十六第一項、第七百条の五十五並びに」を「第七百条の五十五及び」に、「第二十九条並びに第二十九条の六第二項」を「並びに第二十九条」に改める。

別表地方税法施行令の項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、「第二十九条第一項において準用する場合を含む。」の下に「第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項

、第四十三条の十七」を加え、「第五十四条の四十六第五項」を「並びに第五十四条の四十六第五項」に改め、「並びに第五十六条の七第一項、第五十六条の八第一項、第五十六条の九第一項、第五十六条の十及び第五十六条の十二（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」を削り、「第十二項」を「第十三項」に、「第十二条の二第三十項」を「第十二条の二第二十八項」に改め、「第十四条の六第三項」を削る。

別表地方税法施行規則の項中「第八条の十及び」を「第八条の十、第八条の二十八（証票、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに」に、「第十八条（証票、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第十八条の六第一項及び第二項、第十八条の七、第十八条の八、第十八条の九、第十八条の十一、第十八条の十四第一項から第四項まで、第十八条の十七並びに第十八条の二十二第一項（これらの規定を第一条）を「（第一条）」に改める。

(地方債に関する省令の一部改正)

第十三条 地方債に関する省令(平成十八年総務省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

(地方債に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の地方債に関する省令(以下この条において「新地方債省令」という。

第十條の規定の適用については、平成二十一年以降の年度における同條の普通交付税の額等の算定から適用し、平成二十年度以前の年度における同條の普通交付税の額等の算定については、なお従前の例による。

2 平成二十一年度から平成二十四年度に限り、新地方債省令第十条第一項中「地方揮発油譲与税」とあるのは、「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」とする。

(地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正)

第十五条 地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成二十年総務省令第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行規則第十七条の十二第二項の改正規定を削る。

（総務省組織規則の一部改正）

第十六条 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「地方道路譲与税」を「地方揮発油譲与税」に改める。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（自治税務局企画課総務室の所掌事務の特例）

第十三条の二 当分の間、第三十三条の規定の適用については、「（地方税」とあるのは、「（地方税（

地方法人特別税を含む。以下同じ。）」、地方法人特別譲与税、地方道路譲与税」とする。